|  |  |
| --- | --- |
| 資料提供 | |
| 令和２年６月１１日 | |
| 担当課  (担当) | 廃棄物対策課  山本 |
| 電　話 | 30-8092（内線4241） |



**不法投棄及び使用済物品回収業者監視合同パトロールの実施**

鳥取市では、６月の「環境月間」に計画している不法投棄防止活動として、県、町と協力し監視パトロールなどを実施しています。

今回、若桜町、岩美町と合同で下記のとおり行うこととしており、不法投棄監視パトロールと併せて使用済物品回収業者の監視パトロールも行います。

記

**１　日時及び場所**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 若桜町 | 日　時 | 令和2年6月16日（火）　午後1時30分～午後4時頃 |
| 場所（予定） | 若桜町地内の不法投棄箇所、農業地帯、住宅地等をパトロール |
| その他 | 午後1時30分に若桜町役場（町民福祉課）を出発 |
| 岩美町 | 日　時 | 令和2年6月26日（金）　午前9時30分～午前11時30分頃 |
| 場所（予定） | 岩美町地内の不法投棄箇所、農業地帯、住宅地等をパトロール |
| その他 | 午前9時30分に岩美町役場（環境水道課）を出発 |

※天候によっては、パトロールの中止又は日程が変更になる場合があります。

**２　内容**

　　（１）不法投棄監視パトロールを実施し、今後の処理方針、防止対策等を検討する。

　　（２）鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例（平成28年4月1日施行）に基づく届出を行わず、自転車、バイク、家電等の回収を行っている業者がいないか監視を行う。

**３　実施機関**

　鳥取市、若桜町、岩美町、鳥取県

**４　参考**

（１）不法投棄を行った場合には、５年以下の懲役もしくは１千万円（法人の場合は３億円）以下の罰金、又はその両方が科せられることがあります。

（２）平成28年4月より「鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例」を施行し、自転車、家電等の使用済物品の回収を行う場合には、県及び市への事前の届出や、運搬、保管基準の遵守が規定されています。届出をしないで使用済物品（自転車、バイク、家電等）の回収を行った場合には、５万円以下の過料に処せられることがあります。